

平成30年6月市議会総務委員会資料

所 管 事 項 調 査 ②

目 次

構造誤りによる固定資産税・都市計画税の課税誤りについて 1

理 財 部

平成30年6月



構造誤りによる固定資産税・都市計画税の課税誤りについて

1 内容

鉄骨造の建物を鉄筋コンクリート造の建物と誤って評価計算していたことが判明したため再計算を行い、その過誤納金について還付又は返還する。

2 経緯

所有者から、「納税通知書で確認したが、昭和48年に同じ構造の建物を2棟建築し、1棟が別の1棟よりも床面積が小さいにもかかわらず、評価額が高い。」と電話があった。

現地調査と法務局の登記簿の調査を行ったところ、登記簿は鉄骨造で登記されているが、評価は鉄筋コンクリート造でされており、また、現地調査においても、鉄骨造であることを確認した。

3 原因

平成8年の電算システム導入時の誤入力と考えられる。

4 対象件数・返還金等

	件数	還付金(円) (地方税法に定める5年分)	返還金(円) (5年を超える返還金)	合計(円)
構造誤り	1件	163,100	243,000	406,100

※平成11年までは、評価額の据置措置のため、鉄骨造と鉄筋コンクリート造の構造の違いによる評価額の差はなく、返還金は平成12年から発生する。

※別途還付加算金及び利息相当額を付して還付する。

5 今後の対応

- (1) 対象となる納税者に、直接、課税誤りについてお詫びと説明を行う。
- (2) 地方税法に定める5年分の還付を行う。
- (3) 地方税法の規定では還付することができない過誤納金について、固定資産税返還金支払要綱により、20年間を限度として返還を行う。

6 再発防止策

- (1) 平成32年の法務局の登記情報システムの更改に合わせ、法務局の登記情報と長崎市の課税情報の突合の方法を検討する。